



栃木県公報

令和3(2021)年
12月28日(火)
号 外
第66号

目 次

規 則

- 県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部改正…………… 1
- 森林組合法施行細則の一部改正…………… 2
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 2

教育委員会

- 県立学校管理規則の一部改正…………… 3
- 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正…………… 4
- 栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正…………… 5

人事委員会

- 職員の任用に関する規則の一部改正…………… 5
- 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正…………… 6

公安委員会

- 栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正…………… 7
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部改正…………… 9
- 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 10
- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正…………… 11

企業局

- 栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正…………… 12

警察本部

- 栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正…………… 12

規 則

栃木県規則第54号

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富一

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

県民の日に免除する公の施設の使用料等を定める規則（昭和60年栃木県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
1	栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第3条前段に規定する県の設置した公の施設の使用料等（以下「使用料等」という。）で別に規則で定めるものは、次の表のとおりとする。	1	栃木県県民の日に関する条例（昭和60年栃木県条例第27号）第3条前段に規定する県の設置した公の施設の使用料等（以下「使用料等」という。）で別に規則で定めるものは、次の表のとおりとする。
施設名	免除する使用料等	施設名	免除する使用料等

略	
栃木県とちぎわ んぱく公園	略
略	

略	
栃木県とちぎわ んぱく公園	略
栃木県体育館	運動施設の利用料金（普通利用の場合における利用料金に限る。）
略	

2 栃木県県民の日に関する条例第3条後段に規定する規則で定めるものは、前項の表_____
_____栃木県立県南体育館の項、栃木県立県北体育館の項、栃木県立温水プール館の項及び栃木県総合運動公園東エリアの項に掲げる使用料等（6月の第2土曜日の翌日が県民の日である場合の使用料等を除く。）とする。

2 栃木県県民の日に関する条例第3条後段に規定する規則で定めるものは、前項の表栃木県体育館の項、栃木県立県南体育館の項、栃木県立県北体育館の項、栃木県立温水プール館の項及び栃木県総合運動公園東エリアの項に掲げる使用料等（6月の第2土曜日の翌日が県民の日である場合の使用料等を除く。）とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(県民文化課)

栃木県規則第55号

森林組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富 一

森林組合法施行細則の一部を改正する規則

森林組合法施行細則（昭和53年栃木県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号の9を次のように改める。

別記様式第14号の9（第2条関係）

認可地縁団体への組織変更認可申請書

年 月 日

栃木県知事 様

住 所
生産森林組合名
代表理事氏名

森林組合法第100条の22第1項の規定により、認可地縁団体に組織変更したいので認可願いたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

関係書類

- 1 変更の理由書
- 2 組織変更後の認可地縁団体の規約書
- 3 組織変更後の認可地縁団体の構成員名簿
- 4 組織変更計画書
- 5 総会（総代会）議事録謄本
- 6 組織変更決議当時の財産目録及び貸借対照表
- 7 法第100条の24において準用する第66条第2項及び第67条第2項の手續をしたことを証する書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第56号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
体育施設名		休館日		体育施設名		休館日	
栃木県立日光霧降アイスアリーナ		略		<u>栃木県体育館</u>		<u>年末年始</u>	
略		略		栃木県立日光霧降アイスアリーナ		略	
備考 略				備考 略			
別表第2（第4条関係）				別表第2（第4条関係）			
体育施設名	利用日区分	普通利用の利用時間	専用利用の利用時間	体育施設名	利用日区分	普通利用の利用時間	専用利用の利用時間
栃木県立日光霧降アイスアリーナ		略	略	<u>栃木県体育館</u>		<u>午前9時から午後9時まで</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
略				栃木県立日光霧降アイスアリーナ		略	略
略				略			

別記様式第1号（その1）を削り、同様式（その2）を同様式（その1）とし、同様式（その3）を同様式（その2）とし、同様式（その4）を同様式（その3）とし、同様式（その5）を同様式（その4）とし、同様式（その6）を同様式（その5）とし、同様式（その7）を同様式（その6）とし、同様式（その8）を同様式（その7）とし、同様式（その9）を同様式（その8）とする。

別記様式第2号（その1）を削り、同様式（その2）を同様式（その1）とし、同様式（その3）を同様式（その2）とし、同様式（その4）を同様式（その3）とし、同様式（その5）を同様式（その4）とし、同様式（その6）を同様式（その5）とし、同様式（その7）を同様式（その6）とし、同様式（その8）を同様式（その7）とし、同様式（その9）を同様式（その8）とする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

教育委員会

栃木県教育委員会規則第8号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を次のように改める。

栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	女	普通	普通	令和4年度から募集停止
				家庭	総合家庭	

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項の次に次のように加える。

栃木県立宇都宮中央高等学校	宇都宮市若草2丁目2番46号	全日制	男女	普通	普通	
				家庭	総合家庭	

別表第1 栃木県立足利高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利高等学校	足利市本城1丁目1629番地	全日制	男	普通	普通	令和4年度から募集停止
			男女	普通	普通	

別表第1 栃木県立足利女子高等学校の項を次のように改める。

栃木県立足利女子高等学校	足利市有楽町836番地	全日制	女	普通	普通	令和4年度から募集停止
--------------	-------------	-----	---	----	----	-------------

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(高校教育課)

栃木県教育委員会規則第9号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2 前項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(18) 略</p> <p>2 前項第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p>

(年次休暇等の換算)

第19条 略

2 1時間を単位として使用した第11条第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1)～(3) 略

(年次休暇等の換算)

第19条 略

2 1時間を単位として使用した第11条第1項第8号及び第12号の2から第13号の2までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(総務課)

栃木県教育委員会訓令第6号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県教育委員会教育長 荒川政利

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成13年栃木県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
略		略	
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	略	栃木県立宇都宮中央女子高等学校	略
<u>栃木県立宇都宮中央高等学校</u>	<u>宇 中 高</u>		
略		略	

附 則

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

(高校教育課)

人 事 委 員 会

栃木県人事委員会規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県人事委員会委員長 井澤晃太郎

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(採用試験の目的及び種類)	(採用試験の目的及び種類)
第5条 略	第5条 略
2 採用試験の種類は次に掲げるとおりとする。 <u>ただし、人事委員会は、特に必要と認めるときは、別に採用試験の種類を定めることができる。</u>	2 採用試験の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) 略

(採用試験の区分及び対象となる職)

第6条 前条第2項に掲げる採用試験は、別表第1の区分試験の欄に掲げる採用試験に区分する。ただし、人事委員会は、特に必要と認めるときは、別に区分試験を定めることができる。

2 前項の規定により区分された採用試験の対象となる職は、別表第1の区分試験の対象となる職の欄に掲げる職とする。ただし、人事委員会は、特に必要と認めるときは、別に区分試験の対象となる職を定めることができる。

(1)～(8) 略

(採用試験の区分及び対象となる職)

第6条 前条第2項に掲げる採用試験は、別表第1の区分試験の欄に掲げる採用試験に区分する。

2 前項の規定により区分された採用試験の対象となる職は、別表第1の区分試験の対象となる職の欄に掲げる職とする。

別表第2中「第9条第1項の規定により公告された当該試験の公告の日（以下「試験の公告の日」を「第11条第1項の規定による合格者の発表の日（以下「合格者の発表の日」に、「試験の公告の日の」を「合格者の発表の日の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県人事委員会規則第17号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県人事委員会委員長 井 澤 晃 太 郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成7年栃木県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(6)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(7)～(17) 略</p> <p>2 前項第6号の2、第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第11条 条例第13条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)～(17) 略</p> <p>2 前項第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。</p> <p>3 1日を単位とする第1項第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。</p>

(年次休暇等の換算)
第20条 略
 2 1時間を単位として使用した第11条第1項第6号の2、第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 (1)～(3) 略

(年次休暇等の換算)
第20条 略
 2 1時間を単位として使用した第11条第1項第8号及び第12号の2から第12号の4までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

公安委員会

栃木県公安委員会規則第7号

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
第16条 削除				(安全運転管理者証等の交付) 第16条 <u>公安委員会は、前条の選任の届出があった場合において、その者が施行規則第9条の9第1項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証(別記様式第9号)を、その者が施行規則第9条の9第2項に規定する要件を備えているときは、副安全運転管理者証(別記様式第10号)を交付するものとする。</u>			
別表第1 (第2条関係) 申請、届出、交付等の手続				別表第1 (第2条関係) 申請、届出、交付等の手続			
番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数	番号	申請、届出、交付等	経由機関	申請、届出等の様式及び部数
略				略			
18	安全運転管理者の選任届、解任届及び届出事項の変更の届出	同	添付13 <u>1通</u>	18	安全運転管理者の選任届、解任届及び届出事項の変更の届出	同	添付13 <u>2通</u>
19	副安全運転管理者の選任届、解任届及び届出事項の変更の届出	同	添付14 <u>1通</u>	19	副安全運転管理者の選任届、解任届及び届出事項の変更の届出	同	添付14 <u>2通</u>
略				略			
備考 略				備考 略			

別記様式第9号及び別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第9号及び別記様式第10号 削除

の9第1項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）又は読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号若しくは第2項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、安全運転管理者等教習・認定申請書（別記様式第4号）を栃木県公安委員会に提出しなければならない。

2 栃木県公安委員会は、前項の教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ教習修了証明書（別記様式第5号）又は安全運転管理者認定書（別記様式第6号）若しくは副安全運転管理者認定書（別記様式第7号）を交付するものとする。

の9第1項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下「教習」という。）又は読替え後の道路交通法施行規則第9条の9第1項第2号若しくは第2項第2号の規定による公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、安全運転管理者等教習・認定申請書（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、前項の教習を修了した者又は認定を受けた者に対し、それぞれ教習修了証明書（別記様式第5号）又は安全運転管理者認定書（別記様式第6号）若しくは副安全運転管理者認定書（別記様式第7号）を交付するものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号 削除

附 則

- この規則は、令和4年1月4日から施行する。
- 栃木県公安委員会事務専決規程（昭和39年栃木県公安委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第14（第3条、第6条関係）交通企画課長専決事項		別表第14（第3条、第6条関係）交通企画課長専決事項	
事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告	事務内容及び根拠（関係）規定	公安委員会への報告
略		略	
<u>12</u> 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年栃木県公安委員会規則第16号）第4条第2項の規定による教習修了証明書又は安全運転管理者認定書若しくは副安全運転管理者認定書の交付		<u>12</u> <u>栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年栃木県公安委員会規則第16号）第2条の規定による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証の交付</u>	
		<u>13</u> 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則 _____ 第4条第2項の規定による教習修了証明書又は安全運転管理者認定書若しくは副安全運転管理者認定書の交付	

栃木県公安委員会規則第8号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則（平成17年栃木県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
1 警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、 第16条第2項及び 第3項並びに 第17条第2項	1 警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第2項及び 第3項
2 略		2 略	
3 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項 並びに第78条第1項、 第4項及び第5項	3 道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項、 第4項及び第5項
4 <u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）</u>	第5条第1項及び 第8条第1項		
5 <u>重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）</u>	第10条第3項		

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

栃木県公安委員会規則第9号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県公安委員会委員長 古澤利通

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年栃木県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(電子情報処理組織による申請等)		(電子情報処理組織による申請等)	
第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、 <u>委員会の指定する電子情報処理組織を使用する方法により</u> _____入力して行わなければならない。		第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うとする者は、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、 <u>当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから</u> 入力して行わなければならない。	
2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に <u>記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければ</u> ならない。		2 委員会が定める申請等を前項の規定により行おうとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に_____記載すべき事項を併せて入力しなければならない。	
3 略		3 略	
4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に <u>記載され、又は記載すべき事項</u>		4 他の規則の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を第1項の規定により行おうとする者が、第1項又は第2項の規定により当該書面等のうち1通に_____記載すべき事項	

を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に記載され、又は記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うことその他委員会の指定する方法により行うこととする。

2・3 略

を入力した場合には、その他の同一内容の書面等に_____記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこととする。

2・3 略

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

栃木県公安委員会規程第4号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程（昭和42年栃木県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表						別表					
公印の種類	制 式		使用区分	保 管 責 任 者		公印の種類	制 式		使用区分	保 管 責 任 者	
	形 式	書 体					寸法 [ミリメートル]	形 式			
略	略		略	略	略	略	略		略	略	略
3号印	栃木県公安委員会	てん書	方12	交通企画課長		3号印	栃木県公安委員会	てん書	方12	交通企画課長	
				_____地域交通安全活動推進委員証、自動車運転代行業立入検査身分証明書、教習修了証明書、安全運転管理者認定書及び副安全運転管理者認定書						_____安全運転管理者証、副安全運転管理者証、地域交通安全活動推進委員証、自動車運転代行業立入検査身分証明書、教習修了証明書、安全運転管理者認定書及び副安全運転管理者認定書	
略	略		略	略	略	略	略		略	略	略

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。

企業局

栃木県公営企業管理規程第4号

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県知事 福田 富一

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する管理規程

栃木県企業局企業職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程（昭和31年栃木県電気事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 別表第1の6の2の項、8の項及び14の項から16の項までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別休暇の対象となる場合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 女性職員が生理の場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></td> <td><u>一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者の権限を行う知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></td> </tr> <tr> <td>7～22 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の対象となる場合	期間	1～5 略		6 女性職員が生理の場合	略	<u>6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者の権限を行う知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u>	7～22 略		<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 別表第1の_____8の項及び14の項から16の項までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、当該休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>別表第1（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別休暇の対象となる場合</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 女性職員が生理の場合</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>7～22 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の対象となる場合	期間	1～5 略		6 女性職員が生理の場合	略	7～22 略	
特別休暇の対象となる場合	期間																		
1～5 略																			
6 女性職員が生理の場合	略																		
<u>6の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者の権限を行う知事が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u>																		
7～22 略																			
特別休暇の対象となる場合	期間																		
1～5 略																			
6 女性職員が生理の場合	略																		
7～22 略																			

附 則

この管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

(経営企画課)

警察本部

栃木県警察本部告示第63号

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月28日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成16年栃木県警察本部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うとする者は、本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、<u>本部長の指定する電子情報処理組織を使用する方法により</u> <u>入力して行わなければならない。</u></p> <p>2 本部長が定める申請等を前項の規定により行うとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に<u>記載され、又は記載すべき事項を併せて入力しなければならぬ。</u></p> <p style="text-align: center;">（氏名又は名称を明らかにする措置）</p> <p>第8条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこと<u>その他本部長の指定する方法により行うこととする。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行うとする者は、本部長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされる事項を、<u>当該申請等をする者の使用に係る電子計算機であって本部長が定める技術的基準に適合するものから</u>入力して行わなければならない。</p> <p>2 本部長が定める申請等を前項の規定により行うとする者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされる書面等に<u>記載すべき事項を併せて入力しなければならぬ。</u></p> <p style="text-align: center;">（氏名又は名称を明らかにする措置）</p> <p>第8条 条例第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、同条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること又は識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うこと<u>とする。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和4年1月4日から施行する。